

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。
-----------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施
政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針 ○ 「令和 4 年度税制改正の大綱」(令和 3 年12月24日閣議決定)

施策	政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施		
取組内容	関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。 各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。 さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和4年度においても、こうした取組を着実に実施します。		
定性的な測定指標			
	〔主要〕 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施		
	(令和4年度目標)		
	適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。		
	(目標の設定の根拠)		
	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。		
今回廃止した測定指標とその理由			
	該当なし		
参考指標	該当なし		

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
取組内容	不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。 引き続き、これらの取組を着実に実施します。 （注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用	
（令和 4 年度目標） 特殊関税制度の適正な運用を行う。	
（目標の設定の根拠） グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数」 ○参考指標 2 「調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数」

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和 4 年度行政事業レビュー番号
（項）関税制度等企画立案費	588, 879千円	774, 537千円	130, 944千円	143, 241千円	
（事項）関税制度等の企画及び立案に必要な経費	588, 879千円	774, 537千円	130, 944千円 （注 2）	143, 241千円 （注 2）	
内 輸出入・通関情報処理システム等経費	451, 468千円	641, 277千円	（注 2）	（注 2）	0024

（注 1）「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5 - 1 に係る予算額を記載しています。

（注 2）令和 3 年度の一部及び 4 年度の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施予定時期	令和 5 年 6 月
--------------	--------	-------------------	------------

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）では、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進しつつ、E P A の利活用を促進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、W C O（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、A P E C（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、E P A（経済連携協定：用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）
- 「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

取組内容

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A W T O における取組

W T O は世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国の W T O 協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々な W T O の政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成 29 年 2 月に発効した、W T O 貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り

組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

加えて近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。例えば、上級委員会を含む紛争解決手続の改革や、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しています。財務省としては、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献していきます。

財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和4年3月現在、24か国・地域との間で21の経済連携協定（EPA）等が署名又は発効済みです。

TPP（用語集参照）については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が交渉を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効しました。令和4年1月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルーの8か国で発効しています。CPTPPは、市場アクセスの面でも、ルールの面でも高いレベルの内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。

日EU・EPA（用語集参照）については、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。日EU・EPAは、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものです。

さらに日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。これらの協定の締結によって、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待されます。

日英EPA（用語集参照）については、令和2年末にEU離脱の移行期間が終了することに伴い、同年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、令和3年1月に発効しました。日英EPAは、日英両国間の貿易・投資の一層の拡大につながるものであり、その締結により、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性が確保されます。

また、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）は、平成24年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。

引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、これらの交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済

	連携を推進していきます。 (参考) E P A交渉の状況 (令和 4 年 1 月現在) https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm
定性的な測定指標	
	【主要】 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 (令和 4 年度目標) W T O や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。 (目標の設定の根拠) 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標「F T A / E P A 交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

施策	政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進
取組内容	税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。こうした中、平成29年2月に発効したW T O 貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。 A 途上国の税関行政近代化への取組 安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るべく、地理的・経済的な関係性が深いA S E A N 諸国を中心とした関税技術協力を行っています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等によって人的（知的）支援を実施するとともに、特にW C O に対しては技術協力に特化した資金的貢献も行っています。 また、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を実施するために、中期的な戦略を設けており、①安全・安心な社会の実現に向けた支援、②貿易円滑化の推進に向けた支援、③各国税関当局との関係構築・強化に向けた支援の3つを優先支援分野としております。特に①については、依然として新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が継続していることから、W C O の枠組みを中心に、各国が新型コロナウイルス感染症に関連した医療用物資（ワクチン、医薬品等）の偽造品等に対する水際取締りを効果的に実施できるよう引き続き支援していきます。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、広域E P A 等によって複雑化する原産地規則、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保する輸入事後調査（用語集参照）、及び税関管理の一層の効率化を図るリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。さらに、日本の支援によりベトナム及びミャンマーに導入されたN A C C S（用語集参照）をベースとした通関システムの運用と活用を含む税関行政近代化・貿易円滑化に向けた取組を、相手国税関の状況やニーズを踏まえながら、支援していきます。開発途上国の多くは、近年のW

T O 貿易円滑化協定発効や重層的な E P A の導入によって複雑化・高度化する規定の実施に困難性を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっているところです。これを踏まえ我が国は、途上国の税関行政近代化に向けた支援に、引き続き取り組んでいきます。

支援の実施に当たっては、引き続き国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、対面による技術支援が可能になった場合であっても、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施していきます。

B W C O における取組

W C O では、改正京都規約（用語集参照）や W T O 貿易円滑化協定をはじめとする、税関分野における貿易円滑化のための国際標準の策定・実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みである A P E C、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みである A S E M（アジア欧州会合：用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

A P E C では、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

A S E M では、A S E M 関税局長・長官会合（令和元年10月、ベトナム開催）で決定した優先活動項目において、「先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締り」のアジア側コーディネーターを務めるなど、A S E M 域内における貿易及び人の移動の円滑化の推進に引き続き貢献していきます。

D E P A における取組

我が国が締結した E P A においては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後の E P A 交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効している W T O の貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、E U 及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くの E P A には、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを39か国（地域）と構築しています。税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するための枠組みとして、各交渉相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域（中南米・アフリカ等）の国を中心に、情報管理体制等を慎重に確認しつつ、各国との情報交換の枠組み構築に向け努力していきます。

定量的な測定指標						
政5-2-2-A-1： 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位：国・地域)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加
	実績値	34	36	37	39	
(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当) 調 (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。						
定性的な測定指標						
[主要] 政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進 (令和4年度目標) 税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。 (目標の設定の根拠) 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標1「研修・セミナーの実施状況(関税技術協力)」 ○参考指標2「改正京都規約に係る締約国数」					
政策目標に係る予算額		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費		50,117千円	47,492千円	40,298千円	33,213千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費		50,117千円	47,492千円	40,298千円	33,213千円	行政事業レビューの対象外
(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-2に係る予算額を記載しています。						
担当部局名	関税局(参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、経済連携室)			政策評価実施予定時期	令和5年6月	

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政策目標の内容及び目標設定の考え方	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。 一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2021」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。
---------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収
- 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
- 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上
- 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
- 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定） ○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ○ 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年 3 月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ○ 「知的財産推進計画2021」（令和 3 年 7 月13日知的財産戦略本部決定） ○ 「未来投資戦略2018」（平成30年 6 月15日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月18日閣議決定） ○ 「令和 4 年度税制改正の大綱」（令和 3 年12月24日閣議決定）
---------------------------	--

施策	政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収						
取組内容	A 輸入（納税）申告の適正性の確保等						
	関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）をAIに学習・解析させ、輸入申告に対する検査選定支援や輸入事後調査の立入先選定業務支援としての活用を検討しています。						
	また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。						
	さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。						
	B 事前教示の充実						
	税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続きを行うことが出来ます。						
	このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。						
定量的な測定指標							
政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況 （一定期間内で回答した割合等） （単位：％、日）	年度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	文書による 回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.8	99.2	N. A.	
	平均処理日 数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
		実績値	12.4	13.9	12.9	N. A.	
	口頭による 回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.9	N. A.	

	(注 1) 令和 3 年度実績は、令和 4 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。 (注 2) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については 30 日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により 30 日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。）以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。
定性的な測定指標	
[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保	
(令和 4 年度目標)	
関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。	
(目標の設定の根拠)	
関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標 2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標 3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標 4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標 5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」
施策	政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	A 有効な取締体制の整備 税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際取締りを行っています。また、2023年にはG7サミット、2025年には大阪・関西万博の開催が予定されています。こうした国際的な大規模イベントは世界的に大きな注目を集め、テロの格好の攻撃対象となり得るため、税関ではテロ関連物資の水際取締りの強化に取り組んでいます。 不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷や旅客の情報をできるだけ早く電子的に入手し、リスクの高い取締対象を効率的に絞り込み、重点的に検査を行うことが効果的かつ効率的です。出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）

といった事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。特に乗客予約記録（PNR）については、大宗を占める航空会社から電子的に取得し、分析・活用しているところ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進します。また、手荷物等を開封せずに隠匿物の有無等を迅速・確実に確認することができるX線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による厳格な水際取締りを実施します。

知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画2021」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化、国際的な協力等を通じて、より一層強化してまいります。

金密輸の水際取締りについては、平成29年11月に策定した「『ストップ金密輸』緊急対策」に基づき、金密輸の取締りを着実に実施してまいります。具体的には、検査機器の活用等による水際取締りの強化、大幅に強化された罰則に基づく厳正な処分、国内流通における透明性やコンプライアンスの確保など、隠匿手口が巧妙な事案が散見されることや金の価格が高止まりしている状況も踏まえ、引き続き、厳格に対応してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。さらに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアに対するWTO協定税率の適用の撤回に関し、輸入貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、ロシア等に対する外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置に関し、輸出入貨物に対する厳格な審査等を実施し、当該措置の実効性の確保に努めます。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関と連携強化を図るとともに、民間団体からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定（用語集参照）等の協力枠組みの構築を積極的に進めていきます。さらに、民間団体からの密輸関連情報の収集にも引き続き取り組みます。

なお、国内外関係機関等から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定量的な測定指標

政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)	年度		平成30年度 (平成26～30年平均)	令和元年度 (平成27～令和元年平均)	2年度 (平成28～令和2年平均)	3年度目標値 (平成29～令和3年平均)	4年度目標値 (平成30～令和4年平均)
	目標	不正薬物	増加又は前年並み	増加又は前年並み	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加

		うち 覚醒剤	増加又は 前年並み	増加又は 前年並み	過去 5 年の 平均より増 加	過去 5 年の 平均より増 加	過去 5 年の平均 より増加
実績値		不正 薬物	87.6	88.4	88.6	N. A.	
		うち 覚醒剤	98.4	98.0	97.9	N. A.	
(注 1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合です。当該年を含めた過去 5 年間の平均値です。 (注 2) 平成 29～令和 3 年の実績値は、令和 3 年における国内全押収量の把握が 4 月頃となる予定であるため、その把握後、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局調査課調 (目標値の設定の根拠) 税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移しており、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う航空機旅客減少の影響も見込まれるところ、目標値を「過去 5 年の平均より増加」としました。							
政5-3-2-A-2：出港前 報告情報による検査 の割合 (単位：％)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値	
	目標値	増加	増加	増加	過去 5 年平 均並み	過去 5 年平均 並み	
	実績値	13.9	12.5	10.4	N. A.		
(注) 令和 3 年度実績値は、令和 4 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局監視課 (目標値の設定の根拠) 輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定（事前選定：用語集参照）を行い、重点的な取締りを行っています。 不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、国際イベントの有無等、その時々の方情に基づいた取締体制を構築しつつ、今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを維持していく必要があるため、目標値を「過去 5 年平均並み」としました。							
定性的な測定指標							
[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施							
(令和 4 年度目標)							
国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。							
(目標の設定の根拠)							
税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。							

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「不正薬物等の摘発実績」 ○参考指標 2 「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標 3 「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 ○参考指標 4 「金密輸の摘発実績・処分実績」 上記 1 ～ 4 につき (http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2021_1/ka20210921.pdf) (http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/collection/ka20211110a.htm) ○参考指標 5 「知的財産侵害物品の差止実績」 (https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html) ○参考指標 6 「テロ関連物資の摘発実績」 ○参考指標 7 「テロ関連研修の開催実績」 ○参考指標 8 「輸出事後調査実績（実施件数）」 ○参考指標 9 「関係機関との連携・情報収集の実績」

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上
取組内容	近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められています。越境電子商取引の拡大に伴う S P 貨物（用語集参照）の急増なども踏まえながら、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。 具体的には、リスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査を実施するとともに、AEO制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な運用に努めます。 また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。 さらに、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

定量的な測定指標

政 5-3-3-A-1 : A E O 事業者 数及び貿易額 に占める A E O 事業者の割 合(単位 : 者、 %)	年		平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年 目標値
	A E O 事業 者数 (単位 : 者)	目標値	-	-	-	-	増加又は 前年並み
		実績値	689	706	714	723	
	貿易額に占 める A E O 事業者の割 合 (単位 : %)	目標値	-	-	-	80.0	80.0
		実績値	79.6	80.3	77.2	N. A.	

(注 1) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

(注 2) 令和 3 年度実績値は、令和 4 年 3 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。

(参考) 令和 3 年末現在のAEO事業者数は、723者（うち輸出者230者、輸入者99者、倉庫業者144者、通関業者241者、運送者 9 者）です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

A E O 制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立するための指標であり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

なお、同制度が国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度の貢献をもたらしているかをよりの確に把握するため、A E O 事業者数を追加することとしました。

[主要] 政 5-3-3-A-2 : 輸出入通関に おける利用者 満足度 (単位 : %)	年度		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	輸出入者 (上位 4 段 階)	目標値	95.0	維持	95.0	95.0	95.0
		実績値	97.7	98.6	99.4	N. A.	
	通関業者 (上位 4 段 階)	目標値	維持	維持	95.0	95.0	95.0
		実績値	98.9	98.6	98.8	N. A.	

(注 1) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの 7 段階評価で、アンケート調査したものです。

(注 2) 令和 3 年度実績値は、令和 4 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「AEO事業者新規承認数」 ○参考指標 2 「旅具通関に対する利用者の評価」
------	---

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上					
取組内容	輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCSを導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ（用語集参照）化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（NACCSセンター：NACCSの管理・運営会社）は、物流の迅速化、円滑化に取り組むとともに、より一層の利用者の利便性向上に努めてきました。 このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き務めるとともに、NACCSセンターを適切に監督していきます。					
定量的な測定指標						
[主要] 政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況（システム処理率） (単位：％)	年	平成30年	令和元年	2 年	3 年	4 年 目標値
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	99.6	99.7	99.9	N. A.	
（注1）（NACCSにより処理された輸出入申告件数）／（税関への全輸出入申告件数） ※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。 （注2）令和3年実績値は、令和4年6月末までにデータが確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定です。 （出所）関税局総務課事務管理室調 （目標値の設定の根拠） 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近（平成29年10月）のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。						
定性的な測定指標						
政5-3-4-B-1：NACCSセンターの監督						
（令和4年度目標） NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。						
（目標の設定の根拠） 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。						

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「NACCS の運用状況（システム稼働率）」

施策		政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実					
取組内容	関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。 このため、税関ホームページにおいて、原産地規則（用語集参照）、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」（令和3年2月リリース）の内容等について随時見直しを行います。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの税関行政に関する情報については、Web形式などによる講演会や税関見学も積極的に活用して、引き続き発信していきます。 また、税関相談官制度について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、当該制度を活用して、更なる業務の充実を図ります。 さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。						
	定量的な測定指標						
	政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：者)	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度目標値
		目標値	3,600,000	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000
実績値		4,271,569	4,751,275	4,468,552	N.A.		
(注) 令和3年度実績値は、令和4年6月末までにデータが確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様にご知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指							

標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

政5-3-5-A-2: 講演会 及び税関見学におけ る満足度（上位3段 階） （単位：％）	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度 目標値
	目標値	維持	維持	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	95.0
	実績値	95.1	計測不能	96.5	N.A.	

（注1）講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

（注2）令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。

（注3）令和3年度実績値は、令和4年6月末までにデータが確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定です。

（出所）関税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が既に95%を超え高い水準を維持していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

政5-3-5-A-3: 輸出入 通関制度の認知度 （単位：％）	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度 目標値
	事前教示 制度	目標値	80.0	80.0	80.0	維持	維持
		実績値	73.5	75.5	80.3	N.A.	
	納期限延 長制度	目標値	80.0	80.0	維持	維持	維持
		実績値	65.2	70.8	78.6	N.A.	
	AEO制度	目標値	90.0	90.0	90.0	維持	維持
		実績値	89.0	88.2	90.8	N.A.	

（注1）輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

（注2）令和3年度実績値は、令和4年6月末までにデータが確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定です。

（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

[主要] 政5-3-5-A-4: 密輸取締り活動に関する認知度 (単位: %)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	目標値	85.0	80.0	過去 5 年平均より増加	過去 5 年平均より増加	過去 5 年平均より増加
	実績値	89.6	87.0	91.8	N. A.	
(注 1) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (注 2) 令和 3 年度実績値は、令和 4 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去 5 年の平均より増加することを目標としました。						
政5-3-5-A-5: 税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度: 上位 4 段階) (単位: %)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	目標値	96.0	維持	95.0	95.0	95.0
	実績値	97.6	97.2	96.8	N. A.	
(注 1) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの 7 段階評価で、アンケート調査したものです。 (注 2) 令和 3 年度実績値は、令和 4 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。						
政5-3-5-A-6: カスタムアンサー利用件数 (単位: 件)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	目標値	1,600,000	2,000,000	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
	実績値	2,007,358	2,213,918	2,351,969	N. A.	
(注) 令和 3 年度実績値は、令和 4 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 3 年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についての Q & A (カスタムアンサー) を掲載しています。カスタムアンサーの利用状況 (Q & A の閲覧回数) を測定するため、カスタムアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。						

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標 2「税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況」

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和 4 年度行政事業レビュー番号
(項) 税関業務費	33,171,214 千円	34,764,163 千円	25,988,491 千円	20,623,143 千円	
(事項)輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	33,171,214 千円	34,764,163 千円	25,988,491 千円	20,623,143 千円	
内 輸出入・通関情報処理システム等経費	10,864,435千円	14,686,569 千円	4,795,732 千円 (注 2)	(注 2)	0024
内 税関監視艇整備運航経費	1,324,476千円	1,320,488千円	1,436,175千円	1,422,600千円	0026
内 X 線検査装置整備等経費	2,957,754千円	1,686,732千円	2,733,205千円	918,605千円	0027
内 大型 X 線検査装置整備等経費	2,543,251千円	2,186,841千円	2,530,138千円	2,752,904千円	0028
内 埠頭監視カメラ整備等経費	2,837,014千円	2,950,828千円	2,968,879千円	2,373,427千円	0029
内 麻薬探知犬整備等経費	134,149千円	134,041千円	151,434千円	152,641千円	0030
(項) 国際観光旅客税財源税関業務費	(注 3)	(注 3)	(注 3)	(注 3)	
(事項)国際観光旅客税財源輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	(注 3)	(注 3)	(注 3)	(注 3)	国土交通省0243
(項) 船舶建造費	1,032,417千円	1,122,405千円	848,849千円	841,465千円	
(事項)船舶建造に必要な経費	1,032,417千円	1,122,405千円	848,849千円	841,465千円	
税関監視艇整備運航経費	1,032,417千円	1,122,405千円	848,849千円	841,465千円	0026
(項) 関税制度等企画立案費	812,627千円	829,974千円	798,227千円	723,184千円	
(事項)関税中央分析所に必要な経費	337,407千円	349,181千円	350,415千円 (注 2)	356,119千円 (注 2)	
内 取締機器等調査研究経費	60,064千円	68,697千円	69,140千円	68,618千円	0025
(事項)税関研修所に必要な経費	475,220千円	480,793千円	447,812千円 (注 2)	367,065千円 (注 2)	
合計	35,016,258 千円	36,716,542 千円	27,635,567 千円	22,187,792 千円	

- (注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5－3に係る予算額を記載しています。
- (注 2) 令和 3 年度の一部及び 4 年度の政府情報システム関連予算は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。
- (注 3) 「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」の令和元年度以降の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

担当部局名	関税局(業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、事務管理室、税関調査室)、関税中央分析所	政策評価実施予定時期	令和 5 年 6 月
-------	--	------------	------------